

海田町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:人)

試験区分	採用者数			備 考
	男性	女性	計	
事務職	1		1	
保健師		1	1	
計	1	1	2	

(2) 職員の退職等の状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:人)

区 分	H17年度退職者	H16年度退職者
定年退職	5	6
勸奨退職	10	6
普通退職	1	1
分限免職	—	1
失 職	—	—
死亡退職	—	2
計	16	16
再任用職員	—	—

- (注) 1 定年退職:地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の2第1項の規定により離職すること。
また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。
- 2 勸奨退職:任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。
- 3 普通退職:自己都合により退職すること。
- 4 分限処分:勤務実績不良、心身の故障等の理由に基づき、職員をその意に反して退職させること。
- 5 失 職:職員が法定の欠格条項(地公法第16条各号(第3号を除く)に該当する場合で行政処分になく当然に離職するもの)に該当し離職すること。
- 6 再任用職員:定年退職等で再任用された職員のこと。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成18年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	2	-1	・機構改革による課の新設、業務増等による職員増 ・町税・国民健康保険税の賦課・徴収事務の統合による業務量の増 ・福祉センターに指定管理者制度を活用したことによる職員数の減 ・監理課を廃止し、都市整備課に統合したことによる職員数の減
	総 務	55	58	3	
	税 務	13	15	2	
	民 生	44	42	-2	
	衛 生	12	12	0	
	労 働	—	—	—	
	農林水産	2	1	-1	
	商 工	1	1	0	
土 木	25	21	-4		
	小 計	155	152	-3	
特 別 行 政 部 門	教 育	37	35	-2	・事務量の見直し及び欠員の不補充による職員数の減
	消 防	—	—	—	
	小 計	37	35	-2	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	—	—	—	・庶務課を廃止し、下水道事業に係る業務を一本化したため
	水 道	11	11	0	
	下 水道	9	7	-2	
	その他	8	5	-3	
	小 計	28	23	-5	
合 計		220	210	-10	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、教育長、休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いた人数です。

(4) 地位別職員数の状況(一般行政職)(平成18年4月1日現在)
(単位:人)

区分	職員数	男性	女性
部長級	7	7	0
課長級	16	15	1
主幹級	11	10	1
課長補佐級	17	17	0
係長級	22	21	1
その他	66	28	38
計	139	98	41

- (注) 1 海田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 一般行政職には、税務職、保健師、栄養士、保育士、水道企業等を含まない。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 16年度の人件費率
17年度	H18.3.31 28,380 人	千円 7,085,716	千円 -	千円 1,694,812	% 23.9	% 18.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	191人	千円 745,320	千円 116,120	千円 306,341	千円 1,167,781	千円 6,114

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額で、特別職を含まない。
3 下水道会計及び水道会計を除く。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成18年4月1日現在)

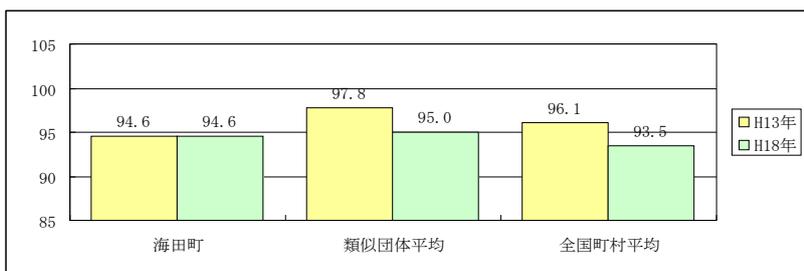
区分	一般行政職		技能業務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
海田町	円 337,800	歳 44.0	円 271,000	歳 56.3
国	円 328,477	歳 40.4	円 286,500	歳 48.4
類似団体	円 337,748	歳 43.1	円 285,664	歳 47.6

(注) 「平均給料月額及び平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額及び年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額の平均が平均給料月額と一致するものではありません。

(4) ラスパイレス指数の推移(一般行政職)

H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
93.9	94.6	97.6	97.5	95.1	93.7	94.6

(注) ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として、海田町職員の給与水準を比較した数字です。



(5) 職員の初任給の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		海 田 町		国	
		初 任 給	採用2年経過 給 料 額	初 任 給	採用2年経過 給 料 額
一般行政職	大 卒	円 176,800	円 186,800	円 170,200	円 183,800
	高 卒	円 148,000	円 156,800	円 138,400	円 148,000

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 卒	円 273,500	円 337,200	円 369,300
	高 卒	円 266,400	円 301,300	円 343,300

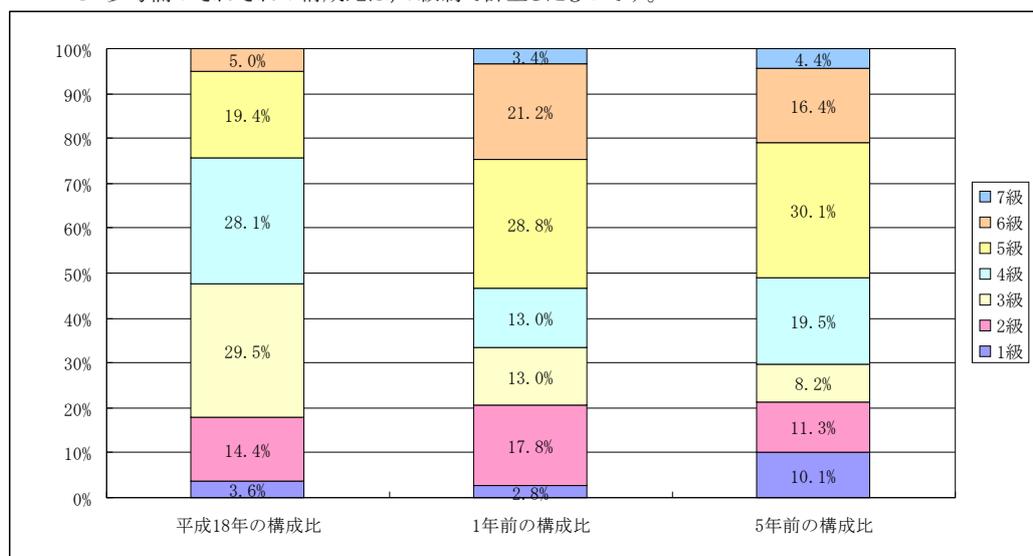
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合で、採用後の年数です。

(7) 一般行政職の特別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容		上司の命を受け、命ぜられた事務に従事する	上司の命を受け、命ぜられた事務に従事する	上司の命を受け、命ぜられた事務を処理する	上司の命を受け、命ぜられた事務をつかさどる	上司の命を受け、係の(命ぜられた)事務を掌理する	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、課等の事務を掌理する	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する	
職 員 数		人 5 ()	人 20 ()	人 41 ()	人 39 ()	人 27 ()	人 7 ()	人 ()	人 139 ()
構 成 比		% 3.6 ()	% 14.4 ()	% 29.5 ()	% 28.1 ()	% 19.4 ()	% 5.0 ()	% ()	% 100.0 (100)
参 考	1年前の構成比	% 2.8 ()	% 17.8 ()	% 13.0 ()	% 13.0 ()	% 28.8 ()	% 21.2 ()	% 3.4 ()	% 100.0 (100)
	5年前の構成比	% 10.1 ()	% 11.3 ()	% 8.2 ()	% 19.5 ()	% 30.1 ()	% 16.4 ()	% 4.4 ()	% 100.0 (100)

- (注) 1 海田町の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 ()内は、短時間勤務職員であり、外書きです。
 4 H18. 4. 1職員の給与に関する条例の改正により、7級制から6級制に変更。
 (旧3級と旧4級を統合)
 5 参考欄のそれぞれの構成比は、7級制で計上したものです。



(8)職員手当の状況

区 分	海 田 町			国		
期末手当 勤勉手当	(H17年度支給割合)			(H17年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4 月分	0.7 月分	6月期	1.4 月分	0.7 月分
	12月期	1.6 月分	0.7 月分	12月期	1.6 月分	0.75 月分
	3月期	一月分	0.05 月分	3月期	一月分	一月分
	計	3.0 月分	1.45 月分	計	3.0 月分	1.45 月分
	職制上の段階, 職務の級等による加算措置			職制上の段階, 職務の級等による加算措置		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0 月分	27.30 月分	勤続20年	21.0 月分	27.30 月分
	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置	早期退職	3~30%	その他の加算措置	早期退職	2~20%
	退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	

地域手当 H18年4月1日現在	支給対象地域	国と同様
	支給率 (国における支給基準等と同じ支給地域)	3 %
	支給対象職員数	139 人
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(H17年度決算)	130,615 円

特殊勤務手当 (H17年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		6.7 %
	支給職員1人当たり平均支給年額		32,911 円
	手 当 の 種 類 (手 当 数)		10種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	徴税等徴収, 清掃作業, 防災作業
多くの職員に支給されている手当		徴税等徴収, 防災作業	
時 間 外 勤務手当	H16年度	支 給 総 額	48,353 千円
		職員1人当たり支給年額	263 千円
	H17年度	支 給 総 額	45,012 千円
		職員1人当たり支給年額	276 千円

(平成18年4月1日現在)

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者13,000円, 子等6,000円(3人目から5,000円), 16歳~22歳5,000円加算	同じ	
住居手当	借家:支給限度額 27,000円 持家:5年間 2,500円	〃	
通勤手当	支給限度額 55,000円(交通機関利用者, 交通用具使用者で2km以上が対象)	〃	

(9) 特別職の報酬等の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	町 長	821,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 915,000 円 / 458,000 円
	助 役	686,000 円	745,000 円 / 388,000 円
	収入役	635,000 円	683,900 円 / 362,000 円
報 酬	議 長	321,000 円	499,000 円 / 227,000 円
	副議長	265,000 円	430,000 円 / 182,000 円
	議 員	254,000 円	400,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長 助 役 収入役	(平成17年度支給割合)	
		6月期	2.10 月分
		12月期	2.30 月分
		3月期	0.05 月分
	計	4.45 月分	
	議 長 副議長 議 員	(平成17年度支給割合)	
6月期		1.60 月分	
12月期		1.70 月分	
	3月期	0.05 月分	
	計	3.35 月分	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なものを記入)

(平成18年4月1日現在)

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	備 考
40時間	8:30	17:15	45分	15分	平成18年7月1日から休息時間を原則廃止

- (注) 1 休憩時間: 職員が勤務時間の途中において、勤務から開放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。
2 休息時間: 一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、条例・規則に基づき正規の勤務時間中に付与されるもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成17年1月1日～平成17年12月31日)

(単位: 日, 人)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C (%)	取得率 B/A (%)
8,202	2,663	209	12.7	32.5

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位: 時間)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
19,163	9.8

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数をいいます。
2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員(管理職を除く)数で除したものです。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:人)

区 分		後任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号					0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号			1		1
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項					0
計		0	0	1	0	1

(2) 懲戒処分者数 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号					0	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号					0	
全体の奉仕者たるふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号					0	
計		0	0	0	0	0	

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

5 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況(地方公務員法第38条関係)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

区 分	人(件)	備 考
許可人数 (または許可件数)	24	

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

6 職員の研修の状況

研修の実施状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:人)

研修機関別研修	H18年度参加予定数	H17年度参加者数
広島県自治総合研修センター	47	44
市町村アカデミー	4	3
全国市町村国際文化研修所	3	3
自治大学校	1	1
計	55	51

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の人間ドック受診状況

(単位:人)

	H17年度受診者数	H16年度受診者数	備 考
人間ドック受診者	155	161	

(2) 職員福利厚生補助の状況

(単位:円)

補助金交付先	H18年度交付金額	H17年度交付金額	備 考
海田町親和会	1,000,000	1,100,000	